

パリ条約第 6 条の 3 への対応の在り方について

平成 24 年 9 月

1. 現行制度の概要

(1) パリ条約第 6 条の 3 について

パリ条約¹第 6 条の 3 は、①同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章（以下、「国の紋章等」という。）並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とすること（パリ条約第 6 条の 3 (1) (a)）、さらに、② 1 又は 2 以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称（以下、「国際機関の紋章等」という。）について、同様に商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とすること（パリ条約第 6 条の 3 (1) (b)²）を同盟国に対して義務付けている。

そして、上記規定の適用のため、国の紋章等については、同盟国が国際事務局を通じて相互に通知しなければならないことを規定し（パリ条約第 6 条の 3 (3) (a)）、また、国際機関の紋章等については、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知したもののみが保護されることを規定している（パリ条約第 6 条の 3 (3) (b)）。

パリ条約第 6 条の 3

- (1) (a) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。
- (b) (a)の規定は、1 又は 2 以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となつている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。
- (3) (a) (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。
もつとも、その通知は、国の旗章に関しては義務的でない。
- (b) (1) (b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。

(2) 商標法におけるパリ条約第 6 条の 3 の担保

現行法は、国際事務局から通知された国の紋章等（旗章を除く³）及び国際機関の

¹ 工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約。日本は、1899 年に加盟。

² 1958 年のリスボン改正条約において新設。

³ 国の紋章等のうち「旗章」については、パリ条約は、通知を要件とせずに同盟国に保護を義務付け

紋章等について、通知された紋章等を経済産業大臣が指定することにより、それらと同一又は類似の商標については、不登録事由（拒絶理由）としてその登録を排除し（商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第15条）、かつ、登録後であっても無効事由としてその登録を無効にする（商標法第46条第1項第1号及び第5号）ことにより、パリ条約の義務を履行している。

商標法

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

（拒絶の査定）

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

（商標登録の無効の審判）

第四十六条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

五 商標登録がされた後において、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつており、

ており（パリ条約第6条の3(3)(a)及び(6)）、我が国商標法においても、大臣指定を要件とせずに、同盟国の国の旗章（外国の国旗）と同一又は類似の商標登録を拒絶又は無効としている（商標法第4条第1項第1号、第15条、第46条第1項第1号及び第5号）。

(3) パリ条約と商標法との保護範囲の相違

① 国際機関との関係の暗示・誤信について

パリ条約においては、国際事務局から通知されてきた国際機関の紋章等について、当該国際機関との関係を公衆に暗示又は誤信させないものについては拒絶・無効の義務を課していない（パリ条約第6条の3(1)(c)）。

他方、商標法においては、国際事務局から通知された国際機関の紋章等が大臣指定された場合、当該表示と同一又は類似の商標について登録を拒絶又は無効とする旨を規定している（商標法第4条第1項第3号⁴）。

以上のとおり、商標法においては国際機関との関係を公衆に暗示又は誤信させるか否かについて明示的に規定されておらず、この点においてパリ条約における国際機関の紋章等の保護範囲と相違する。

パリ条約第6条の3

(1) (c) いずれの同盟国も、この条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。

② 無効の対象となる商標の範囲について

パリ条約においては、国の紋章等（旗章を除く。）及び国際機関の紋章等の保護に関し、国際事務局からの通知の受領から2月経過後に登録される商標についてのみパリ条約第6条の3(1)ないし(5)の諸規定を適用することを規定している（パリ条約第6条の3(6)）。

他方、商標法においては、国際事務局からの通知を受領後、当該通知に係る国の紋章等（旗章を除く。）及び国際機関の紋章等が大臣指定された場合、国際事務局からの通知の受領より2月経過前の登録商標であっても、当該紋章等と同一又は類似であることを無効理由として規定している（商標法第46条第1項第5号）。

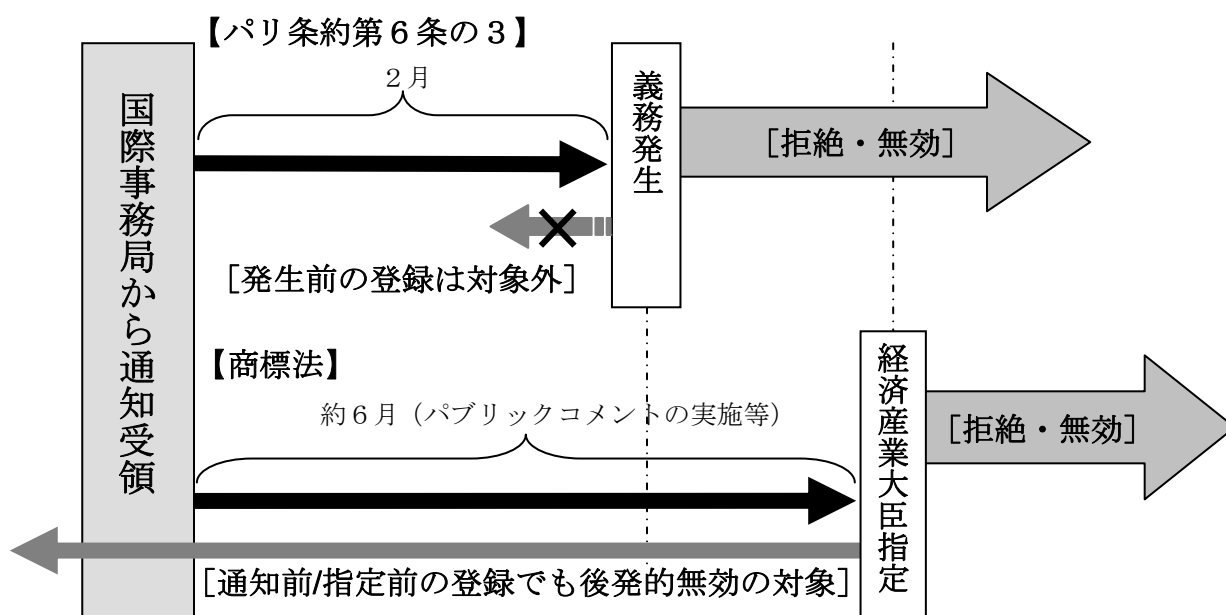
以上のとおり、商標法においては、国の紋章等（旗章を除く。）及び国際機関の紋章等として大臣指定されている標章との抵触について、国際事務局からの通知の受領時期を問わず、後発的な無効理由にしている点で、パリ条約における保護範囲と相違している。

パリ条約第6条の3

(6) 前記の諸規定は、同盟国の国の記章(旗章を除く。)、公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しては、(3)の通知を受領した時から2箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。

⁴ パリ条約においては、昭和33年リスボン改正時に、政府間国際機関の標章等の保護規定が導入され、それに伴い、我が国の昭和34年現行商標法制定の際に導入された。その制定の趣旨は、「国際連合をはじめとする多くの国際機関が国際外交上重要な地位を占めている事実にかんがみてそれを表示する標章を外国の国旗等と同様に保護する必要があるから」というものであった。

【図表 1】 拒絶・無効の対象となる商標の範囲



（４）不正競争防止法におけるパリ条約第6条の3の担保

不正競争防止法においては、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号、および、国際機関を表示する標章の商業上の使用を禁止（不正競争防止法第16条及び第17条）し、違反者に対しては刑事罰を科す（不正競争防止法第21条第2項第7号）ことにより、パリ条約の義務を履行している。

不正競争防止法

第十六条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であって経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であって経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

第十七条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

第二十一条 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

① 国際機関との関係の暗示・誤信について

不正競争防止法においては、国際機関との関係があると誤認させる方法による使用であることを、使用禁止の要件として明示的に規定している（不正競争防止法第17条）。

② 使用禁止の範囲について

不正競争防止法においては、民間の国際機関⁵の紋章等を除き（不正競争防止法附則第9条）、先使用による適用除外を定める規定はない。

不正競争防止法

附則

第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

2. 問題の所在

（1）国際機関との関係の暗示・誤信について

前記1.（3）①のとおり、商標法は、国際機関との関係の暗示・誤信を適用の要件とはせず、国際機関の紋章等と同一又は類似の商標について登録を拒絶又は無効と

⁵ 不正競争防止法においては、パリ条約とは異なり、経済産業省令で定めるものであれば、民間の国際機関（国際オリンピック委員会など）の紋章等も保護対象に含めている。なお、商標法においては、民間の国際機関の紋章等のうち、著名なものに限り、保護対象として規定している（商標法第4条第1項第6号）。

する旨を規定し、パリ条約に規定される範囲よりも広く国際機関の紋章等を保護しているといえる。

また、前記 1. (4) ①のとおり、不正競争防止法においては、国際機関の紋章等と同一又は類似の標章であるほか、パリ条約同様、当該国際機関との関係があると誤認させることが適用の要件となっており、商標法との規定ぶりが異なる。

加えて、近年、国の紋章等（旗章を除く。）や国際機関の紋章等について、国際事務局からの通知件数が増加しており⁶、その中には、我が国内で商号の略称や商品名等として使われる場合が多いと考えられるもの（特に、欧文字 3 字・4 字程度からなる国際機関の略称）も含まれていることから、商標の選択の幅を狭めないためにも、国際機関と何らかの関係があると誤認させない商標については、その登録を認めるべきといった指摘がなされている。

（２）無効の対象となる商標の範囲について

前記 1. (3) ②のとおり、商標法は、国際事務局の通知の受領後 2 月経過前に登録された商標であっても無効とする旨を規定し、パリ条約に規定される範囲よりも広く国の紋章等（旗章を除く。）及び国際機関の紋章等を保護しているといえる。

他方、国や地方公共団体、非営利公益団体等の標章⁷の保護を図っている商標法第 4 条第 1 項第 6 号は、公益保護という点では同法第 4 条第 1 項第 2 号、同 3 号及び第 5 号と同旨ではあるが、登録後の無効理由とはなっておらず、標章によって無効の対象となる範囲が異なる。

加えて、大臣指定により、登録商標が後発的に無効理由を有することとなれば、商標権の安定性を害することになるため、その点も考慮して大臣指定を行うべきであるといった指摘がなされている。

商標法

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

3. 海外の状況

（１）国際機関との関係の暗示・誤信について

① 欧州

欧州指令⁸第 3 条は、パリ条約第 6 条の 3 に従って商標を拒絶又は無効にすると

⁶ パリ条約第 6 条の 3 に基づき国際事務局から通知され、現に有効に大臣指定を受けている標章は 2, 935 件あるが、そのうち昭和 34 年現行商標法制定当時に指定されていたものは 11 件。

⁷ 「I O C」（国際オリンピック委員会の略称）のような、民間の国際機関の標章等もこれに含まれる（商標審査基準 第 3 四、）

⁸ 「商標に関する加盟国の法律を接近させるための 1988 年 12 月 21 日付欧州経済共同体理事会指令

しており、欧州共同体商標理事会規則⁹においては、商標の拒絶理由及び無効理由について欧州指令と同様の規定を置いている。

また、フランス知的財産法、英国商標法及びドイツ商標法においては、前記欧州指令又はパリ条約第6条の3に則した規定となっている。

したがって、いずれも国際機関との関係性を公衆に暗示又は誤信させることが、拒絶・無効の要件となっている。

② 米国

米国連邦商標法第2条及び第14条は、「団体」を「軽蔑し、若しくはそれらとの関係を偽って示唆し、又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項」「から成り又はそれらを含むこと」を拒絶理由及び無効理由として規定しており、国際機関の紋章等と同一又はそれを包含する商標は、当該規定の要件を満たす場合に、拒絶又は無効となるものと考えられる。

③ 豪州

豪州商標法第18条及び第19条並びに豪州商標規則4.15は、「工業所有権の保護に関する国際同盟が、国際的取決に基づいて登録不適格なものとして通知している標章の表示」を「含んでいるか、又はその標識で構成されている」ことを拒絶理由としている。

また、同法第84A条において、「当該商標が登録された時点で存在していた全ての状況を考慮して」登録すべきでなかった場合であって、「全ての状況を考慮して、登録を撤回することが合理的である」場合には、商標登録を撤回できるとしている。

④ 韓国

韓国商標法第7条及び第71条は、「著名な国際機関の名称若しくは標章と同一であるか、これと類似の商標」であることを、拒絶理由及び無効理由としている。

⑤ 小括

海外主要国・地域においては、法令上、商標の拒絶理由及び無効理由として、「パリ条約第6条の3に従い拒絶・無効とされるべき商標であること」を規定している場合や、「国際機関との関係性を公衆に暗示又は誤信させる商標であること」を要件としている場合が多い。

(2) 無効の対象となる商標の範囲について

① 欧州

規定は前記(1)のとおりであるので、国際事務局の通知の受領後2月経過した後に登録されたもののみが無効の対象となると考えられる。

89/104/EEC」(その後「商標に関する加盟国の法律を接近させるための2008年10月22日付欧州議会及び理事会の指令2008/95/EC」となった。)

⁹ 欧州共同体商標(CTM: Community Trade Mark)に関する規則。CTMは、「欧州共同体商標意匠庁」(OHIM: Office for Harmonization in the Internal Market(Trade Marks and Designs))における、1つの登録で欧州連合加盟国全体で保護される商標権である。

ただし、英国は、前記通知の受領後 2 月経過した後に「登録出願」されたものを対象としている。

② 米国、豪州及び韓国

国際事務局からの通知の受領時期との関係についての規定や、パリ条約第 6 条の 3 の保護対象である標章が、後発的な無効の理由となるとする規定は見当たらない。

③ 小括

パリ条約に従って拒絶・無効とすると規定している国・地域の場合は、当然にパリ条約第 6 条の 3 (6) が適用され、国際事務局の通知の受領後 2 月経過した後に登録されたもののみが無効の対象となるものと考えられる。

また、それ以外の場合では、前記通知の受領時期との関係について明示的に規定している国は限られている（例えば英国）が、少なくとも、パリ条約第 6 条の 3 の保護対象である標章が、後発的な無効の理由となるとする規定をしている国は見当たらない。

4. 対応の方向性

（１）国際機関との関係の暗示・誤信について

パリ条約上の義務を遵守し、なおかつ我が国の出願人の商標選択の幅を必要以上に狭めないようにすること、不正競争防止法との整合性等を総合的に考慮すれば、商標法第 4 条第 1 項第 3 号については、現行の国際機関の紋章等と同一又は類似の商標であることを踏まえつつ、当該国際機関との関係を公衆に暗示・誤信させるおそれのない商標については同号の適用を要しないよう見直しが必要ではないか。

この場合、具体的にどのような商標が、国際機関との関係を公衆に暗示・誤信させるおそれがあるものに該当するのか、整理する必要があるのではないか。

（２）無効の対象となる商標の範囲について

パリ条約上の義務を踏まえつつ、既登録商標の安定性や商標選択の幅を確保すること、国や国際機関等の尊厳の保持の観点、また、商標法第 4 条第 1 項第 5 号が商品の品質又は役務の質の誤認を防止する目的の規定でもあること¹⁰等を考慮すると、具体的には次のような対応案が考えられる。

【対応案】

- ① パリ条約上の規定と同様に、国際事務局からの通知の受領から 2 月経過後に登録される商標についてのみ、拒絶・無効（後発的な無効を含む）となることを規定する。
- ② 商標法第 4 6 条第 1 項第 5 号から、商標法第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号を削除する。

¹⁰ 「ちなみに、本号と九号は特にその標章のみならずその一部としてその標章を使っている商標も不登録になるのである。その理由は、これらは特に品質保証的機能が強いので商品の品質あるいは役務の質の誤認防止の見地からこのように規定したものである。」（特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説』1210 頁（社団法人発明協会、第 18 版、2010 年）参照。）」

③ 上記4.(1)の対応を手当することを前提として、無効の対象となる商標の範囲については現状のままとする。

ここで各対応案を検討するに、①については、登録の時期を基準とすると、出願人は当該時期に関与することができないため、審査・審判の進捗状況によって、出願人間で不公平となることが考えられ、また、審査の予見可能性も十分に担保できないことから、望ましいとはいえないのではないかと。

また、②については、大臣指定の告示のために必要な手続き（パブリックコメント¹¹など）の関係上、国際機関の通知を受領してから2月以内に大臣指定を行うことは極めて困難であることから、通知受領から2月経過後大臣指定までの間に登録された商標について、後発的に登録無効ができないこととなるため、パリ条約上の義務を果たせないおそれがある¹²。

さらに、現行法は、公益性を重視し、国の紋章等や国際機関の紋章等について、あえてパリ条約よりも手厚い保護を与えているものであるところ、後発的な事情とはいえ、国際機関との関係を誤認させるような商標や、商品の品質等を誤認させるような商標についてまで、その登録を維持しておくべきとする積極的な理由は見当たらず、その観点からも①及び②は望ましいとはいえないのではないかと。

他方、商標登録後の大臣指定によって当該商標が第4条第1項第2号、第3号又は第5号に該当することになったことを理由に、第46条第1項第5号に基づきその登録が無効となった事例は、同号新設以降、見当たらない。仮に上記4.(1)のとおり関係誤認要件を商標法上手当すれば、③を採用しても、登録商標が後発的に無効となるような事例は一層生じにくくなるのではないかと。

反面、ごく稀に、当該登録商標が使用されなくなったこと等により周知・著名性が失われた場合や、当該国際機関の紋章等が周知・著名となった場合など、登録された後の事情の変化より、当該国際機関との関係の誤認を生じさせることとなった場合については、公益性を重視し、国の紋章等や国際機関の紋章等を手厚く保護するという観点からすれば、後発的に無効とできる余地を残すことは、むしろ望ましいともいえ、その点でも③には問題が少ないのではないかと。

¹¹ 意見公募手続（パブリックコメント）では、命令等を定めようとする場合は、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない（行政手続法第39条）。また、意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上でなければならない（同第39条）。

¹² ただし、その場合のみ、商標法第4条第1項第7号に該当する（国際信義違反）として後発的に登録無効とすることは考え得る。

<参考>

○海外の法令（仮訳）

欧州指令

第3条 拒絶又は無効理由

1. 次に掲げるものは登録されることができず、また登録された場合、無効を宣言されるものとする。
(h) 権限のある当局によって認可されておらず、かつ、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という）第6条の3にしたがい拒絶又は無効とされるべき商標

欧州共同体商標理事会規則

第7条 絶対的拒絶理由

- (1) 次に掲げるものは、登録することができない。
(h) 権限のある当局によって許可されていない商標であって、パリ条約第6条の3に従い拒絶されるべきもの

第51条 無効の絶対的理由

- (1) 共同体商標は、官庁に対する申請に基づき又は侵害手続における反対請求を基礎として、次に掲げる場合は、無効を宣言される。
(a) 共同体商標が第5条又は第7条の規定に違反して登録されている場合

フランス知的財産法

第L711条3

次のものは、標章又は標章の要素とは認められない。

- (a) 工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約(改正)第6条の3又は世界貿易機関を設立する協定の付属書1C第23条(2)によって除外されている標識

第L712条7

登録出願は、次の場合は拒絶される。

- (b) 標識が第L711条1及び第L711条2による標章に該当せず、又は第L711条3によって標章として認められないとき

第L714条3

第L711条1から第L711条4までに合致しない標章の登録は、裁判所の判決によって無効を宣言される。

英国商標法

第3条 登録の絶対的拒絶理由

- (5) 商標は、第4条（特別に保護される記章）に明記又は言及されているものについては登録されない。

第4条 特別に保護される記章

- (3) 商標は、次に明記されているものについては、登録されない。
第57条(条約国の国章等)、又は第58条(一定の国際機関の記章等)

第47条 登録の無効理由

- (1) 商標の登録については、商標が第3条又は同条にいう何れかの規定(登録の絶対的拒絶理由)に反して登録されたことを理由として、無効の宣言をすることができる。

第57条 条約国の国章等：第6条の3

- (1) 条約国の旗章からなる又は旗章を含む商標は、当該国の権限のある当局の許可を得なければ登録されない。ただし、申し立てられている方法による当該旗章の使用がそのような許可なしで認められているものと登録官が認めるときは、この限りでない。
- (2) パリ条約又はWTO協定に基づき保護される条約国の紋章又はその他の国章からなる又はこれらを含む商標は、当該国の権限のある当局の許可を得なければ登録されない。
- (3) 条約国が採用する監督用及び証明用の公の標識及び極印からなる又はこれらを含む商標は、当該標識又は極印がパリ条約又はWTO協定に基づき保護されている場合は、当該国の権限のある当局の許可を得なければその監督及び証明に係る商品又はサービスと同一又は類似のものについて登録されない。

第58条 一定の国際機関の記章等：第6条の3

(2) パリ条約又はWTO協定に基づき保護される記章，略称又は名称からなる又はこれらを含む商標は，関係国際機関の許可を得なければ登録されない。ただし，申し立てられている記章，略称又は名称の使用の方法が次の何れかであることが登録官に認められたときは，この限りでない。

- (a) 当該機関と商標との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない方法，又は
(b) 当該使用者と当該機関との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものでない方法

第59条 条約第6条の3に基づく通知

(3) パリ条約第6条の3(3)の通知は，通知を受領した時から2月が経過した後になされた登録出願に関してのみ効力を有する。

ドイツ商標法

第8条 絶対的拒絶理由

[2] 次の商標は登録されないものとする。

(6) 国の紋章，旗章，若しくはその他の記章，又は国内の地方，地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標

(7) 連邦法律官報(Bundesgesetzblatt)における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない監督用及び証明用の公の標識及び印章を含む商標

(8) 連邦法律官報における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない国際政府間機関の紋章，旗章若しくはその他の標識，印章又は表示を含む商標

[4] 商標が[2](6)，(7)及び(8)に定める標識の模倣を含んでいる場合にも，[2](6)，(7)及び(8)の規定は適用される。出願人が[2](6)，(7)及び(8)に定める標識の1つを商標中に含ませる権利を有する場合は，それが前記標識のうちの他の標識との混同を生ずることがあるときであっても，[2](6)，(7)及び(8)の規定は適用しない。更に，商標の登録出願に係る商品又はサービスが監督用又は証明用の標識又は印章の採用されている商品又はサービスと同一でなく類似もしない場合は，[2](7)の規定は，適用しない。また，出願に係る商標が，それと国際政府間機関と間に関係があるものと公衆に偽って示唆するようなものでない場合は，[2](8)の規定は適用しない。

米国連邦商標法

第2条(15 U.S.C. § 1052)

商標は主登録簿に登録することができる；同時登録

出願人の商品を他人の商品から識別することを可能にする商標は，その性質を理由として，主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし，その商標が次に該当するときはこの限りでない。

(a) 次のものから成り又はそれらを含むこと。不道徳的，欺瞞的若しくは中傷的な事項；又はある者(生存しているか死亡しているかを問わない)，団体，信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し，若しくはそれらとの関係を偽って示唆し，又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項；又は地理的表示であって，ぶどう酒若しくは蒸留酒に付して又は関連して使用される場合に，その商品の原産地以外の場所を特定するものであり，かつ，出願人によって，(第19巻第3501条(9)に定義されている)WTO協定が合衆国に対して効力を生ずる日から1年以後に初めてぶどう酒若しくは蒸留酒に付して又は関連して使用されているもの

(b) 合衆国，何れかの州若しくは地方公共団体，又は何れかの外国の旗章，紋章若しくはその他の記章又はそれらの擬態から成り，又はそれらを含むこと

第14条(15 U.S.C. § 1064) 取消

依拠する理由を記載した，商標の登録を取り消すための請願書は，所定の手数料の納付を条件とし，何人も，この章によって設定される主登録簿への又は1881年3月3日の法律若しくは1905年2月20日の法律に基づく標章の登録によって，同人が，本巻第1125条(c)に基づく不鮮明化による希釈化又は質の低下による希釈化の虞の結果であるものを含め，損害を受けており又は受けることになると考えるときは，次の時期に提出することができる。

(3) 次に該当するときはいつでも。すなわち，登録標章が，その登録に係る商品若しくはサービス，又はその一部に関して一般名称となるとき，又は機能的であるとき，又は放棄されているとき，又はその登録が詐欺により，若しくはこの章に基づく登録についての本巻第1054条又は第1052条(a)，

(b)若しくは(c)の規定に違反して又は前記諸法に基づく登録に関する該当先行法の類似の禁止規定に違反して取得されたとき，又は登録商標が，商品若しくはサービスであって，それに付して若しくは関連してその標章が使用されているものの出所を不実表示する結果となるように，登録人によって若しくはその許可を得て使用されているとき。登録標章が，その登録に係る商品又はサービス

の全部ではないものについて一般名称となっている場合は、対象をそれらの商品又はサービスに限定した登録取消請願書を提出することができる。登録標章は、当該標章が独特の製品又はサービスの名称として又はそれを特定するためにも使用されているという理由のみによっては、商品又はサービスの一般名称であるとはみなされない。購入者誘導よりは、関連する公衆に対する登録標章の第一義的意義を、登録標章が、商品又はサービスであって、それに付して又は関連してその標章が使用されているものの一般名称となっているか否を判断する上での基準とする。

豪州商標法

第 18 条 一定の標識は商標等として使用してはならない

(1) 規則は、その規則において指定する標識を商標として又は商標の一部として使用してはならない旨を定めることができる。

第 39 条 一定の標識を含んでいる等の事情にある商標

(1) 商標が、第 18 条の適用上制定された規則によって、商標として使用することが禁じられている標識を含んでいるか、又はその標識で構成されている場合は、その商標登録出願は拒絶しなければならない。

第 84A 条 登録は撤回することができる

撤回する権限

(1) 登録官は、次の事項を認めた場合は、商標登録を撤回することができる。
(a) 当該商標が登録された時点で存在していた全ての状況を考慮して(登録官がその時点でその存在を知っていたか否かを問わない)、当該商標は登録されるべきでなかったこと、及び
(b) 全ての状況を考慮して、登録を撤回することが合理的であること

豪州商標規則

規則 4.15 一定の標識を含んでいる等の事情にある商標

(標識について規定している)法律第 39 条(2)(a)の適用上、次の標識が所定の標識である。

(e) 工業所有権の保護に関する国際同盟が、国際的取決に基づいて登録不適格なものとして通知している標章の表示

韓国商標法

第 7 条(商標登録を受けることができない商標)

① 次の各号のいずれか 1 つに該当する商標は、第 6 条の規定にかかわらず商標登録を受けることができない。

1. 大韓民国の国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章、外国の国旗・国章、「工業所有権保護のためのパリ協約」(以下“パリ協約”という)、同盟国・世界貿易機構の会員国又は商標法条約締約国の勲章・褒章・記章、赤十字・オリンピック又は著名な国際機関等の名称若しくは標章と同一であるか、これと類似の商標、大韓民国・パリ協約同盟国、世界貿易機構の会員国又は商標法条約締約国・その国家の公共機関が使用する監督用若しくは証明用印章又は記号と同一であったり、これと類似の商標。

第 71 条(商標登録の無効審判)

① 利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が 2 以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商標登録又は指定商品の追加登録が第 3 条、第 5 条の 24、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条第 2 項後段、第 5 項及び第 7 項から第 10 項まで又は第 23 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの規定に違反した場合